次条第一項第一号において同じ。）及び個人番号カード用利用者証明用電子証明書発行通知書（法第二十二条第七項の規定により個人番号カードに記録した利用者証明用電子証明書を申請者に提供するため、住所地市町村長が当該申請者に対して当該市町村の事務所への出頭を求める旨を記載した通知書をいう。同号において同じ。）の作成

二　次に掲げる事務に係る電子計算機の設置、管理及び運用

イ　法第三条第四項の規定による個人番号カード用署名用電子証明書に係る署名利用者符号及びこれと対応する署名利用者検証符号の作成

ロ　法第二十二条第四項の規定による個人番号カード用利用者証明用電子証明書に係る利用者証明利用者符号及びこれと対応する利用者証明利用者検証符号の作成

三　電話による個人番号カード用署名用電子証明書又は個人番号カード用利用者証明用電子証明書の利用を一時停止する旨の届出の受付

四　個人番号カード用署名用電子証明書の暗証番号の初期化の申請の受付及び署名利用者の確認

五　個人番号カード用署名用電子証明書及び個人番号カード用利用者証明用電子証明書に係る住民からの問合せへの対応

［2・3　略］

（認証業務関連事務に係る通知）

第六十六条　委任市町村長は、次に掲げる事項について、機構に通知するものとする。

一　個人番号カード用署名用電子証明書等発行申請書の用紙並びに個人番号カード用署名用電子証明書発行通知書及び個人番号カード用利用者証明用電子証明書発行通知書に記載すべき事項

及び利用者証明用電子証明書発行通知書（法第二十二条第七項の規定により個人番号カードに記録した利用者証明用電子証明書を申請者に提供するため、住所地市町村長が当該申請者に対して当該市町村の事務所への出頭を求める旨を記載した通知書をいう。同号において同じ。）の作成

二　［同上］

イ　法第三条第四項の規定による署名利用者符号及びこれと対応する署名利用者検証符号の作成

ロ　法第二十二条第四項の規定による利用者証明利用者符号及びこれと対応する利用者証明利用者検証符号の作成

三　電話による署名用電子証明書又は利用者証明用電子証明書の利用を一時停止する旨の届出の受付

四　署名用電子証明書の暗証番号の初期化の申請の受付及び署名利用者の確認

五　署名用電子証明書及び利用者証明用電子証明書に係る住民からの問合せへの対応

［2・3　同上］

（認証業務関連事務に係る通知）

第六十六条　［同上］

一　署名用電子証明書等発行申請書の用紙並びに署名用電子証明書発行通知書及び利用者証明用電子証明書発行通知書に記載すべき事項

二　個人番号カード用署名用電子証明書発行通知書及び個人番号カード用利用者証明用電子証明書発行通知書（法第二十二条第七項の規定により個人番号カードに記録した利用者証明用電子証明書を申請者に提供するため、住所地市町村長が当該申請者に対して当該市町村の事務所への出頭を求める旨を記載した通知書をいう。同号において同じ。）の作成

［三　略］

［2　略］

（帳簿の記載事項等）

第七十一条　法第四十条に規定する総務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

［一　略］

二　署名用電子証明書失効情報等、特定署名用電子証明書記録情報、対応署名用電子証明書の発行の番号、対応証明書の発行の番号、利用者証明用電子証明書失効情報等、対応利用者証明用電子証明書の発行の番号及び特定利用者証明符号の提供先

三　署名用電子証明書失効情報等、特定署名用電子証明書記録情報、対応署名用電子証明書の発行の番号、対応証明書の発行の番号、利用者証明用電子証明書失効情報等、対応利用者証明用電子証明書の発行の番号及び特定利用者証明符号の提供を行った年月日

四　提供を行った署名用電子証明書失効情報等、特定署名用電子証明書記録情報、対応署名用電子証明書の発行の番号、対応証明書の発行の番号、利用者証明用電子証明書失効情報等、対応利用者証明用電子証明書の発行の番号、利用者証明用電子証明書失効情報等、対応利用者証明用電子証明書の発行の番号及び特定利用者証明符号の提供の方法

［六　略］

二　署名用電子証明書発行通知書及び利用者証明用電子証明書発行通知書の発送先の住所等

［三　同上］

［2　同上］

（帳簿の記載事項等）

第七十一条　［同上］

［一　同上］

二　署名用電子証明書失効情報等、特定署名用電子証明書記録情報、対応証明書の発行の番号、利用者証明用電子証明書失効情報等及び特定利用者証明符号の提供先

三　署名用電子証明書失効情報等、特定署名用電子証明書記録情報、対応証明書の発行の番号、利用者証明用電子証明書失効情報等及び特定利用者証明符号の提供を行った年月日

四　提供を行った署名用電子証明書失効情報等、特定署名用電子証明書記録情報、対応証明書の発行の番号、利用者証明用電子証明書失効情報等及び特定利用者証明符号の提供の方法

［六　同上］